

平成29年12月甲良町議会定例会会議録

平成29年12月13日（水曜日）

◎本日の会議に付した事件（議事日程）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議案第34号 平成29年度甲良町一般会計補正予算（第5号）
- 第3 議案第35号 平成29年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
- 第4 議案第36号 平成29年度甲良町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 第5 議案第37号 平成29年度甲良町墓地公園事業特別会計補正予算（第1号）
- 第6 議案第38号 甲良町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第7 議案第39号 甲良町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第8 議案第40号 平成29年度甲良町一般会計補正予算（第6号）
- 第9 議案第41号 平成29年度甲良町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 第10 議案第42号 平成29年度甲良町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 第11 意見書第3号 道路の整備促進を求める意見書（案）
- 第12 発議第3号 甲良町総合防災センターの早期着工を求める決議（案）
- 第13 委員会の閉会中における継続審査及び調査について

◎会議に出席した議員（12名）

1番	岡田隆行	2番	田中章浩
3番	山田充	4番	山田裕康
5番	野瀬欣廣	6番	阪東佐智男
7番	宮寄光一	8番	木村修
9番	丸山恵二	10番	建部孝夫
11番	西澤伸明	12番	西川誠一

◎会議に欠席した議員

なし

◎会議に出席した説明員

町長 野瀬喜久男 教育長 橋本悟

総務課長	中川雅博	学校教育課長	大和高成
税務課長兼 教育次長	福原猛	社会教育課長	大野けい子
住民課長	村岸勉	保健福祉課長	米田志保子
総務課参事	橋本浩美	保健福祉課長	小林千春
企画監理課長	宮川哲郎	建設水道課長兼 人権課長	中村康之
産業課長	北坂仁	会計管理者	西村克英
長寺センター館長	中川愛博		

◎議場に出席した事務局職員

事務局長	陌間忍	書記	藤井千恵
------	-----	----	------

(午前9時35分 開会)

○西川議長 ただいまの出席議員数は12人です。

議員定足数に達していますので、平成29年12月甲良町議会定例会第3日目を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布しているとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、8番 木村議員、9番 丸山議員を指名します。

次に、追加議案がありますので、これより町長の提案説明を求めます。

町長。

○野瀬町長 本日は、何かとお忙しいところ、ご出席をいただきましてまことにありがとうございます。

提案説明の前にこの場をお借りいたしまして、12月6日の本会議、木村議員の防災センターの一般質問において、私の答弁に誤りがありましたので、訂正申し上げます。

緊急防災減災事業債に係る元利償還金額の地方交付税措置は75%と申し上げました。正しくは70%でございました。そのときに申し上げました元利償還全体金額、交付税措置金額、一般財源それぞれの金額については、誤りはありませんでした。地方交付税措置率を70%に訂正をしておわびを申し上げます。申しわけありませんでした。

では、本日、追加提案させていただきます案件について、その概要を申しあげます。

議案第38号は、甲良町特別職の職員の給与に関する条例の一部改正。議案第39号は、甲良町職員の給与に関する条例の一部を改正するものです。ともに人事院勧告に伴います期末勤勉手当の率の変更などの改正でございませぬ。

議案第40号は、甲良町一般会計補正予算(第6号)、議案第41号は、甲良町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)、議案第42号は、甲良町介護保険特別会計補正予算(第3号)であります。

これらの補正予算については、いずれも人事院勧告に基づく条例改正による人件費の増が主なものであり、一般会計では歳入歳出に264万円を追加、国保会計におきましては同じく23万1,000円を追加、介護保険会計についても同じく55万4,000円を追加するものであります。

何とぞよろしくご審議いただき、適切な議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○西川議長 次に、日程第2 議案第34号を議題とします。

本案について討論はありませんか。

1 1 番 西澤議員。

○西澤議員 議案第34号 平成29年度甲良町一般会計補正予算に賛成討論を行います。

今回、補正予算に野瀬町長の主張、カラーが直接的には反映されなかったと思います。しかし、北川町長が任期ぎりぎりまで建設を進めようとした防災センターについては、建設中止をきっぱりと表明され、幾つかの重要な論点がありました。賛成討論にあたって来年度の予算が野瀬新町長のもとで本格的な編成作業を迎えている時期でもあり、町政運営と議会論議に関して若干の意見を述べておきたいと思います。

1つ目は、補正予算案にも反映されている地方再生事業にかかわる拠点整備費など、各字が取り組む事業、町全体の事業もそうですが、何のために実施するか、その事業が真に目的達成に役立つ事業か、さらに翻って、その事業は道理ある、納得できる目的か、事業の担い手が準備されているかなどなど、住民合意を丁寧に時間を惜しまず取り組むことが何よりも肝心だと思います。以前、私たちが行ったアンケートの中に「特別なことは望んでいません。子どもを育て、孫に囲まれ、野菜づくりなど自分に合ったことをして、平凡でいい、つましく暮らしたいだけです」との趣旨の一文がありました。その方の気持ちに私も共感したものです。先の町長選挙の準備を進める折にも、同じような意見に出会いました。特別なことを望んでいません。普通の町でいてほしいなどの声をいただいて、大変印象に残ったものであります。

2つ目は、防災センター建設中止宣言をめぐっての議論が交わされました。10月の町長選挙で一大焦点となり、建設中止、見直しを掲げる野瀬氏と松本氏の得票合計が建設続行を掲げた大橋氏の2.2倍となり、町民の審判が明確に示された事実を重く受けとめることが、議会には強く求められると考えます。私は臨時議会でも申し上げましたが、野瀬新町長の与党になるつもりはありません。道理ある施策、主張には賛同し、さらによくなるように提案をし、町民のためにならないと判断する施策については対案を示し、改善されるよう働きかける立場に変わりはありません。同センターが避難所機能とはならないことが判明し、庁舎機能とほぼ同じ計画に対し、建設中止を掲げ、総合的な防災の課題を根本から見直そうとした野瀬町長の方針には納得できるものがあります。造成工事まで完了し、途中で中止するのは無駄になるとの意見がありますが、北川町政にこそ、その責任を負ってもらわねばなりません。7割の交付税算入が受けられる期限を、今しかないと偽り、防災センター計画を隠して、駐車場用地が狭いとの理由で農地を買収する疑惑があるなど、町民に全てを明らかにしないまま、あわよくば町長の任期内に建

物建設を狙ったことが今日の事態を招いていると私は考えています。

3つ目は、町民の暮らしや教育など、切実な課題を解決してほしいとの願いが一般質問などで論議されたことは大変重要だと思います。一例で、町長選挙でも松本氏の公約に掲げられましたが、彦根市の学校給食センターの食事が不評だという問題です。これは、単においしいか、まずいだけでなく、食育の課題、町民全体の健康増進のためのテーマに、そして、農業振興に必要な地産地消にもつながることが議論の中でも示されたことに、私は注目しました。さらには、災害時の炊き出し、甲良町というコミュニティーを重要視するという大事なテーマにもつながっていくものと考えられるものであります。

最後に、野瀬町長をはじめ、幹部職員に申し上げたいと思います。国が進める施策、方針は住民の利害に相反することが往々にしてあります。そのとき自主的、批判的判断の基準は、町民の声なき声、暮らし、営業の実態だと思います。その様子を率直にすくい上げ、反映し、来年度の予算編成にあたって、暮らし応援の重視、着服事件の被害回復、容疑者の刑事罰の厳罰を求めるメッセージの発信などを改めて要請し、賛成討論といたします。

○西川議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○西川議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第34号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○西川議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第34号は可決されました。

次に、日程第3 議案第35号を議題とします。

本案について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○西川議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第35号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○西川議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第35号は可決されました。

次に、日程第4 議案第36号を議題とします。

本案について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○西川議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第36号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○西川議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第36号は可決されました。

次に、日程第5 議案第37号を議題とします。

本案について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○西川議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第37号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○西川議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第37号は可決されました。

次に、日程第6 議案第38号および日程第7 議案第39号を一括議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 議案第38号 甲良町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

議案第39号 甲良町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

平成29年12月13日。

甲良町長。

○西川議長 本案に対する提案説明を求めます。

総務課参事。

○橋本総務課参事 それでは、議案第38号 甲良町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明を申し上げます。

では、議案書の方をご覧になってください。人事院勧告に伴います国家公務員の給与改正に伴い、所要の改正をするものでございます。改正内容の主なものは、期末手当の率の改正でございます。

第1条では、平成29年中の改正をうたっております。第3条ただし書中「100分の170」を「100分の175」に改めるものでございます。

第2条におきましては、平成30年4月1日以降の改正につきましてうたっております。第3条ただし書中「100分の155」を「100分の157.5」に、「100分の175」を「100分の172.5」に改めるものでございます。

付則。この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成30年4月1日から施行する。

第1条の規定による改正後の特別職の給与に関する条例の規定は、平成29年12月1日から適用する。

改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の甲良町特別職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

以上でございます。

続きまして、議案第39号 甲良町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明申し上げます。

では、議案書の方をご覧になってください。1ページでございます。

先ほどの特別職の職員の給与改正と同じく、人事院勧告に伴います国家公務員の給与改正に伴い、所要の改正をするものでございます。主な内容でございますが、勤勉手当率の改正と特定職員の給与の減額が、平成30年3月31日で終了することをうたった内容のものでございます。

では、第23条でございますが、勤勉手当の率の改正でございます。第23条第2項第1号中「加算した額に」の次に「、6月に支給する場合には」を加えまして、「100分の85」の次に「、12月に支給する場合には100分の95」を加え、同項2号中「勤勉手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合には」を加え、「100分の140」の次に「、12月に支給する場合には100分の45」を加えるものでございます。

付則19項につきましては、特定職員の給与の減額をうたったものでございます。別表第1の改正でございます。給与表の改正でございます。平均0.2%の増の改正でございます。

では、おめくりいただきまして、4ページをご覧になってください。

第2条でございます。第2条では、平成30年4月1日以降の改正をうたったものでございます。

付則第16項は、特定職員の給与の減額を削る内容をうたったものでございます。第23条第2項は、勤勉手当の率の改正でございまして、「6月に支給する場合には100分の85、12月に支給する場合には100分の95」をそれぞれ「100分の90」に改めるものでございます。そしてまた、同項2号中、再任用の職員の率の改正でございまして、「6月に支給する場合には100分の40、12月に支給する場合には100分の45」を「100分の42.5」に改めるものでございます。

付則をご覧ください。5ページでございます。

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条ならびに付則第5項および第6項の規定は、平成30年4月1日から施行するものでございます。第1条の規定による改正後の甲良町職員の給与に関する条例の規定は、平成29年4月1日から適用するものでございます。第3項におきましては、給与の内払、第4項につきましては規則への委任、また特定職員の減額を削除することに伴います関係条例の条文の削除でございまして、甲良町職員の育児休業等に関する条例、付則第6項から第8項までを削る。また、甲良町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正の付則第3条を削る内容でございまして。

以上、よろしくお願いたします。

○西川議長 説明が終わりましたので、質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○西川議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○西川議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第38号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○西川議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第38号は可決されました。

次に、議案第39号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○西川議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第39号は可決されました。

次に、日程第8 議案第40号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○**陌間事務局長** 議案第40号 平成29年度甲良町一般会計補正予算（第6号）。

上記の議案を提出する。

平成29年12月13日。

甲良町長。

○**西川議長** 本案に対する提案説明を求めます。

総務課長。

○**中川総務課長** 議案第40号 平成29年度甲良町一般会計補正予算（第6号）を説明いたします。

予算書の裏面をお願いいたします。

今回の補正につきましては、歳入歳出それぞれ264万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47億7,015万4,000円にするものであります。

1ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正ということで、歳入の部です。17款 繰入金264万円、歳入合計264万円であります。

次の2ページをお願いいたします。

歳出であります。1款 議会費補正額26万円、2款 総務費292万円の減、3款 民生費94万4,000円、4款 衛生費47万7,000円、6款 農林水産費267万4,000円、7款 商工費17万8,000円、8款 土木費31万2,000円、10款 教育費71万5,000円で、歳出合計が264万円で、歳入合計と同額であります。

以上であります。よろしく申し上げます。

○**西川議長** 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○**西川議長** ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○**西川議長** ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第40号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立願

ます。

(賛成者起立)

○西川議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第40号は可決されました。

次に、日程第9 議案第41号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 議案第41号 平成29年度甲良町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)。

上記の議案を提出する。

平成29年12月13日。

甲良町長。

○西川議長 本案に対する提案説明を求めます。

住民課長。

○村岸住民課長 議案第41号 平成29年度甲良町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について、ご説明申し上げます。

予算書の裏面をお願いいたします。

こちらの内容といたしまして、歳入歳出それぞれ23万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額が歳入歳出それぞれ11億6,124万4,000円とするものでございます。

次ページの1ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正といたしまして、歳入の部といたしまして、8款 繰入金におきまして、補正額23万1,000円、歳入合計23万1,000円の補正となっております。

1ページをお願いいたします。

歳出の部といたしまして、1款 総務費におきまして、補正額23万1,000円、歳出合計につきましては、歳入合計と同額の23万1,000円でございます。

以上です。よろしく申し上げます。

○西川議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○西川議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○西川議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第41号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○西川議長 到着席願います。

起立全員です。

よって、議案第41号は可決されました。

次に、日程第10 議案第42号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 議案第42号 平成29年度甲良町介護保険特別会計補正予算(第3号)。

上記の議案を提出する。

平成29年12月13日。

甲良町長。

○西川議長 本案に対する提案説明を求めます。

保険福祉課長。

○小林保健福祉課長 議案第42号 平成29年度甲良町介護保険特別会計補正予算(第3号)についてご説明申し上げます。

補正予算書、表紙裏面をお願いいたします。

今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ55万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億4,249万円とするものでございます。

1ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出補正は、歳入、7款 繰入金、補正額55万4,000円とするものでございます。

2ページをお願いいたします。

歳出、1款 総務費、補正額55万4,000円。歳出合計は、歳入合計と同額でございます。よろしくをお願いいたします。

○西川議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○西川議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○西川議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第42号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○西川議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第42号は可決されました。

次に、日程第11 意見書第3号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 意見書第3号 道路の整備促進を求める意見書(案)。

地方自治法第112条および会議規則第14条の規定に基づき、上記の議案を提出する。

平成29年12月13日。

甲良町議会議長様。

提出者 甲良町議会議員 宮寄議員。

賛成者 甲良町議会議員 丸山議員。

○西川議長 本案については、宮寄議員から提案説明を求めます。

宮寄議員。

○宮寄議員 それでは、提案趣旨について説明いたします。

道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律が、平成29年度末で期限切れとなり、補助率のかさ上げ措置の平成30年度以降、継続は住民生活の基盤となる交通体系の整備促進に不可欠な重要事項です。特別措置法の延長は11月22日の全国議長大会でも要望事項の1つとして決議され、滋賀県議会においても10月6日に同様の意見書が議決されています。県議長会を通じて、各町議会での意見書の議決について依頼がありましたので、よろしく願います。

それでは、朗読をもって説明にかえさせていただきます。

道路の整備促進を求める意見書(案)。

道路は、町民の生活や活力ある経済・社会活動を支えるとともに、災害時には町民の命を守るライフラインとして機能するなど、町民の安全・安心を確保するためにはなくてはならない社会基盤であり、地方創生の実現には道路整備の推進が必要不可欠である。

本町は、東に国道307号線、西に国道8号線があり、その区間を結ぶ道路や彦根市から東近江市を通過する県道彦根八日市甲西線等の重要な道路が通過している。特に、町役場の交差点においては、朝夕の通勤時間帯には渋滞し、また、近接して甲良中学校があります。生徒の通学に危険なことから、

道路整備が求められている状況にある。国道307号線では、歩道の未整備区間も点在し、主要町道については、近年の車両の大型化により路面状況が悪く、道路整備が防災、減災対策の一環からも重要であると考えている。

さらに、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（以下「道路財特法」という。）による補助率等のかさ上げ措置については、平成29年度までの時限措置となっており、平成30年度以降、この措置が廃止されることになれば、道路整備の推進に深刻な影響を及ぼすこととなる。

よって、国会および政府におかれては、地方における道路の迅速かつ着実な整備を促進するために、下記の措置を講じられるよう強く求める。

記。

1、平成30年度予算において、必要な道路関係予算の総額を確保するとともに、平成29年度補正予算を編成し、必要な事業の進捗を図ること。また、道路整備に係る補助率等の拡充を図ること。

2、道路財特法の補助率等のかさ上げ措置については、平成30年度以降も継続すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

宛先。

内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長、財務大臣、総務大臣、国土交通大臣。

平成29年12月13日。

甲良町議会議長 西川誠一。

以上でございます。

○西川議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○西川議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

11番 西澤議員。

○西澤議員 11番 西澤です。この意見書に賛成する立場で若干の意見を述べておきたいと思います。

ここにありますように、道路が町民の生活、経済ラインを維持する大事なライフラインであることは、そのとおりであります。同時に、国においては、全協でも述べましたが、高規格道路、特定道路、ここに対する財源措置については相当な格差があると私は考えています。そういう点では、甲良町に関係する生活道路、それから、事業でもなかなか進捗が難しい狭あい道路の拡幅工事など、そしてもう一つは、防災時に往来のできる十分な幅を持った道路の建設、これが非常に必要です。そのためには大変な予算措置が必要にな

ります。そういう点では、かさ上げだけにとどまらず、補助率の大幅なアップの根本的な見直しをぜひ私はこの機会に求めたいと思います。そういう点では、1、2にあります内容はそのとおりでありますし、同時に、それを補強して、生活道路の優先を国の予算としてもつける。県や国が計画する内容に補助を与えるというだけでなく、国の責任でライフライン、災害時の道路の確保という点で、思い切った予算措置がとれるよう、私も要望をして賛成討論とします。

○西川議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○西川議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより意見書第3号を採決します。

お諮りします。本意見書を関係機関に提出することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○西川議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、意見書第3号は可決されました。

次に、日程第12 発議第3号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 発議第3号。

平成29年12月13日。

甲良町議会議長様。

提出者 甲良町議会議員 建部議員。

賛成者 甲良町議会議員 田中議員。

甲良町総合防災センターの早期着工を求める決議(案)。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

○西川議長 本案については、建部議員から提案説明を求めます。

建部議員。

○建部議員 提案の前に、まずおわびを申し上げます。ご訂正をお願いいたします。

提案理由の中の中段以降のところ、単位の億という文字が出ていますが、億という文字が憶測の憶という字になってございまして、人偏の億にご訂正をお願いします。5カ所ございまして、1カ所だけがまともな億になってございます。ご訂正をよろしくお願いいたします。

それでは、ご提案申し上げます。

甲良町総合防災センターの早期着工を求める決議（案）。

本議会は、甲良町総合防災センターの早期着工を求める。

以上、決議する。

平成29年12月13日。

甲良町議会。

提案理由でございます。

総合防災センターの建設は、近年の地震、台風、大雨等の災害から、防災機能の乏しい甲良町に防災の拠点施設の整備が必要と平成24年ぐらいから検討、研究が始まりました。25年に入りまして、全員協議会に5回、建設委員会を設置して、その中で防災センターの内容など、機能なり、そして、計画等についての協議がされてございます。そして、平成25年に用地取得、2,016万円から始まりまして、平成29年10月の造成工事、1,711万円まで、過去に7,105万円の費用をかけてきました。これを無駄にしているとは思いません。

今後は、本体建物、1,405平方メートル、倉庫144平方メートル、外構の各工事6億7,080万円と機器移設工事費1,080万円、監理業務費616万円、合計6億8,776万円の費用が必要となります。これは、平成29年度の当初予算で確定済みの数字でございます。

その財源の内訳は、地方債6億6,650万円、この地方債の中には緊急防災減災事業債6億3,670万円と単独事業債2,980万円がございます。それと、一般財源2,126万円からなり、地方債の緊急防災減災事業債については、借入金の70%が、利息を含めて交付税算入の措置があることから、実質町負担は2億4,207万円、仮に30年間の償還であります。その利息を含めても、2億6,919万円となる有利な財源措置であります。

この好機を利し、投じた7,105万円を活かすためにも、建設は必然であります。また、危険建物で執務の建設水道課や公民館を間借りしている産業課の事務室の確保も急を要し、さらには、役場西の倉庫が交差点改良で除却されることから、代替えの倉庫も急がれています。

このことから、甲良町総合防災センターの建設は計画どおり進行すべきで、早期の着工を求めるものでございます。

○西川議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

11番 西澤議員。

○西澤議員 提出者の議員に幾つか質問させていただきます。

1つは、直近に行われました町長選挙での審判をどのように受けとめてお

られるかです。私は、北川町長がいろんな口実をつけて進めてきた、あるいは強行と言ってもいいと思いますが、後で述べますが、そういう内容で進められてきました。それに関して中身がわかるにつれ、つまり、町民が逃げ込める、つまり避難所として使えるものではないということが明らかになり、しかも、その金額が総額7億2,000万円、これは甲良町にふさわしくないという判断で、当時、野瀬候補が掲げた公約に賛同されたと考えていますが、提案者は町民の審判をどう受けとめておられるかが1つです。

2つ目は、平成25年に取得した、この意見書の決議の案の中にも書かれていますが、用地取得、これが防災センターを建設するためというように事由書が提出されたか、あるいは町長や当時の総務課長によって説明がされたのかどうか伺います。

3つ目は、先ほど24年ぐらいから防災センターの建設、検討が始まったと言われますが、私はその記録を見たことがありません。町長与党で相談をされてきたのかと思います。表に出たのは先ほど言いました25年度の用地取得、これは駐車場が狭いという理由で出されていただけであります。そのときに防災センター建設のための用地取得なんだということで、提案理由に書かれていたかどうか、また説明でそういうことがされたのかどうか伺います。

もう1点は、26年1月の造成工事、これも当初は駐車場として整備をされるというだけです。上に建てる場合というのが出てきたのは、夏過ぎ、秋にそういう計画が出てきたというように考えています。そういう点では、25年の用地取得、それから、造成工事も防災センターを建設する必要があるということで北川町長が明確に示したことはなかったというように考えますが、提出者はどういうように考えたのか、4点よろしくお願いします。

○西川議長 10番 建部議員。

○建部議員 お答えいたします。

先の選挙で審判を受けたかどうかという話なんです。防災センターのそもそもの計画は、平成24年ぐらいに北川前町長がそういうものが必要であるということ聞きながら、正式には25年の町長選挙において初めて防災センターの建設を公約に上げました。これは、選挙の公約に防災センターを建設したいということを書き上げました。それ以降、その防災センターについての検討が、正式には25年以降です。24年までは防災センターなるものが必要やなとか、その内容についての勉強なり、検討が北川町長の手で行われております。そのことを正式に選挙公約で上げて、25年以降です。その選挙で議論というか論点に、本当に防災センターの建設に面と向かってというか、当時の野瀬立候補者の内容では、選挙ビラの一文中にちょっと立ちどまって考

えたいというのが、選挙ビラの下の方に1行ないし2行ぐらいで書かれています。それは、防災センターだけではなくて、南部工業団地のことも触れています。

大橋候補は、防災センター造成工事まで今、進めている、それを継続して建設、当然の話であります。ただ、そのことが論点で、そのことが野瀬立候補者に、また松本候補者も同じようにそれを白紙に戻すとか、建設しないとかという公約を選挙で上げていますが、そのことが勝利というか、選挙に勝った直接の原因とは私も思いません。

要するに、防災センターをそのことでもって、選挙の勝敗云々、そのことは当たらないと私は思っています。ただ、それぞれの候補者が防災センターに対する思いというのは、確かにその選挙期間中、また選挙ビラ等で訴えられていることは、事実、私もそれはあったことは認めますけども、そのことが審判、また選挙の結果を促しているとは私は理解しております。

それと、用地取得の内容でございますが、当時は職員の駐車場が狭いから云々という、そういうきっかけであったと、私は定かではないんですが、いずれにしても防災センターが本格的にというか、選挙公約で上げて、そして25年度に取得がされている。私は防災センターを建てたいという思いから用地取得がされたとは私は理解していますが、職員の駐車場のためにその用地を取得して造成したという記憶は、私は持っていません。

そして、3点目の質問なんですけど、ここで掲げています、何か26年の造成、そのことが先ほど申し上げました駐車場の関係で、その造成云々といきますが、25年にはもう既に議会の全協の中でも防災センターを建てたいという構想があり、そして、そのための用地取得したものを26年に造成しているんですから、そのときに駐車場の整備をするという、そんな話ではないと。これはあくまでも防災センターのための造成であります。

西澤議員はその用地取得のことについての理由なり、補正予算の賛成討論の中でも触れていますが、私はこう言うのは失礼なんですけど、建設賛成、反対というのは、もうこの4年間の間に本当に西澤議員からの意見は、またそこは十分、全員協議会の中でもいろんな論議がありました。建設委員会でもそういうことが出されて、その都度、予算を見るにしても反対討論があったりとかして、西澤議員の反対の意見はわかるんですけど、ただお願いは前北川町長をこき下ろす、北川町長がいかに悪政をしいてきたかのような、そういう言動はいかがか、謹んでいただきたいと。今、あなたの補正予算の賛成討論でもありましたが、その内容はほんとうに私からすれば聞くに堪えない、もう去っていかれた北川前町長の悪政のたまものだと、そして、その賛成討論の中であなたは言いましたが、この7,000万こそ、北川町長に責任を

とってもらわないかんという発言がありましたが、私はもってのほかだというように思います。そのことについては、むしろ私は北川前町長におわびをしていただきたいというぐらいに思います。

いずれにいたしましても、この5年間にわたって、甲良前町長が公約に掲げた内容を、そして、そのことを全員協議会なり、議会に十分相談をし、建設委員会を設置し、そして、29年の当初予算で議会議決がされて、その建設が決まっている内容なんです。それを今、くつがえそうとするわけですから、ましてや町長はこの前の答弁で、建設しないということに西澤議員が弾みをつけて、またことさらに今、そういうようなことを言っていますが、私はあくまでもこれは議会が決定した、そして、その建設そのものが5年間の懸案事項であるということも含めて、建設は進行すべきだし、即、着工すべきだと思います。

○西川議長 ほかにありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 今、建部議員が言われたことを建部議員の意見として聞いておきますが、北川前町長をこきおろす、こきおろすというのは感情が入っています。けども、事実関係がはっきりしています。そういう点で、北川前町長がやってきたそれぞれの不始末、さかのぼって言いますと、プレミアム商品券の問題が大きくなります。そういう点でも、それから、もう一つは駐車場用地として用地を取得したという点では、議事録を調べていただければわかります。25年の町長選挙で掲げたといいましたが、町長選挙は10月の末です。25年度の予算は3月の末に提出されてまいります。可決をして執行されますが、その25年度の予算の中には駐車場用地として取得をするという予算書が入っていたというように思います。ないしは、補正予算で出されたとしても6月であります。町長選挙で公約として掲げてきたのは、10月の町長選挙ですから、時期がずれるということを指摘しておきたいと思いますが、そのことについてどう考えますか。

そして、北川前町長のやってきたことを踏襲して、憎いから、この意見書に反対するわけではありません。その点では、どういうように考えますか。つまり、25年度の用地取得、もう一度、事実関係を調べて説明をしてほしいというように思います。

そして、もう一つは、改めて交付税算入される期間、28年度の末までというので、ずっと北川町長は説明をされてきました。その間に、熊本大地震が起こって、交付税算入の特別措置については延長を5年間されます。そういうこともあり得るということで、議会の中でも議論があって、調べ直すようにということまで言ってきたんですが、今しかないというのが、北川町長

の言い分でありますから、それも事実反する、つまり、こきおろしているわけではなく、事実反することを議会で述べてこられたわけで、その責任は大きいというように私は指摘をしたいんです。そのことについてお答え願います。

○西川議長 10番 建部議員。

○建部議員 お答えします。まず、プレミアム商品券の事件があったのは2年前であります。町長は、それ以前から、この防災センターについては自分の公約として掲げて、それをぜひとも成したいという思いは持っておられました。ですから、その商品券で云々は関係ございません。

それと、用地取得の時期については、町長は確かに24年以降、そういう構想なり、そういう思いがありましたが、正式に上げたのは、選挙公約で上げた。西澤議員が言われる10月の選挙ですか。ただ、そのとき町長の選挙といっても、町長の在職中でありますから、自分の構想では、やはり防災センターという構想があって、私はその用地取得の直接のきっかけが職員の駐車場であったかどうかというのは、今、西澤議員が申された議事録なり、そういった発言の時期がいつであったかというのは調べる必要があると思いますが、私はその認識がないということであります。

そういうことで、ただ、町長憎し云々という、私もこきおろすという表現を使って失礼なことだったかもわかりませんが、ただ、なぜその都度、5年間にわたって全協なり、またそういう議会の中で、今、申し上げた用地取得はそのための目的じゃないじゃないかとか、そして、その防災センターにことごとく反対をしてきている西澤議員ですから、当然、その立場はもちろん私も反対の立場の理解はするんですが、今日に至って、まるでその積みをとるか、その防災センターをこうしてここまで引きずってきたというか、その建設に向けて、まるで悪政、北川町長が本当に議会をないがしろにして、そして、町民の声を無視して、この防災センターを建てようとした、そんな形跡というのは一切見られたことがないのに、あなたはいかにも暴走であったような言い方が私はどうであったかということ、先ほどこきおろすという表現を使いましたけれども、そういう思いであります。反対の立場はよくわかりますし、今までからも聞いてきました。しかし、今現在でもその昔のことを、ましてやプレミアム商品券にかこつけてというようなそういう質問は、私はいかがかと思えます。

○西川議長 11番 西澤議員。

○西澤議員 こきおろす云々は、建部議員が、西澤議員はことごとく北川町長の悪口、こきおろすことを言うということで行われたので、事実関係の一つを述べたまでであります。

それで、最後にもう一つ聞きたいんですが、先ほど7割の補助率、これについては回答がありませんでしたので、改めて7割の交付税算入、延長をされました。防災センターの建設、時期で言えば28年、29年ですね。この時期にも十分延長される、つまり、地震国の日本が防災減災特別債が必要という点で国が措置をする必要があるし、5年で打ち切ることはない。これは国交省に、私どもの議員もお願いをして調べてもらったことを議会でも私は提起をさせていただきました。そういう点では、28年度末で打ち切られるということはないというのが実態ですし、また、過ぎた事実でもありました。そのことについては、どのように考えるのかというのが1つです。

そして、もう一つは、やはり用地取得ですが、用地取得が当初、駐車場が狭いというのが理由で、防災センターの建設のため、ないしは防災センターをその後、将来建てられるという計画は、議会に出てまいりませんでした。建部議員が言われたように、町長選挙後です。そうしますと、建部議員が北川町長の与党、つまりよき相談者としてされていまして、防災センターを建てようと思うというて、北川町長が相談されたのはわかります。けども、議会に、皆さんに公平に諮る、同時に町民に合意を求めるという行為はなかったんだと思いますが、質問は、北川町長が建部議員によき協力者、よき助言者として相談をされたのではないかというのが2点目です。よろしくお願いします。

○西川議長 10番 建部議員。

○建部議員 質問の内容が次々と増えてくるんですが、まず起債の件について、ちょっと私が漏らしたことについて申し上げます。平成28年で打ち切られる、その28年の途中で熊本地震とかそういう災害が日本でもありました。そのことから、その起債というか、防災減災の起債を延長しようということになって、一応、この予算は29年の当初予算で決まっているんですが、その時点では延長があったということはあっても、28年で一応切れるというので、当時、急がれた時期もあった、そのことは事実であります、その延長上で29年の当初予算で上げていますので、ただ、延長があったから、これでまたしばらくという、ここで休んで云々とか、そういう話じゃないですよ。やはり、計画ですから、28年度で打ち切られているというやつが、5年間延長されたからというので、一休みするわけにはいかない、計画は続行されて進行してきたというところでございます。

それと今、最後で言われました、私にした相談とか、私の相談相手として事前に24年ぐらいに相談があったのならわかるけどと、そんなんじゃないですよ。24年ごろからそういう防災センターの話がちらほら出てきているということから、多分、北川町長はそういうものがしたいという思いは当

然、自分の頭の中ではあったんでしょけども、それをことさら私に相談があったとか、そういうことは一切ございません。ただ、思いとしては多分、議会の中でも北川前町長は皆さんにも24年ごろにも、言葉には発していると思いますよ。多分、そういう構想があると。ただ、それが正式に25年の町長選挙の公約に初めて正式に上がったというものの、24年ぐらいから確かに町長はそういう構想を持っていたということは事実であります。

○西川議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○西川議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

5番 野瀬議員。

○野瀬議員 5番 野瀬でございます。この決議案に反対の立場で討論いたします。

現野瀬町長は、先ほども話がありましたように、防災センター建設を反対して、町長選挙を戦ってこられました。そして、皆さんご存じのように、圧倒的な多数で当選されたと。これが民意なんです。ここを理解していただきたい。いろいろ町民の皆さんに話を聞いてみますと、当初は、甲良町は大きい避難所ができていいなというようなことで賛成の話も聞いていました。しかし、後々、避難所ではないという話が明確になるにつれて、町民が疑問を持ってきたという経緯がございます。そして、この議決案の中で、途中までつくって、この7,000万云々というところでもったいないという意見がありましたけども、予算が裕福にある自治体ならまだしも、甲良町というのは予算かつかつでいく、もしくは数年先には赤字というところを見越さなければならぬ自治体です。今現在、防災センターをつくること自身がもったいないという考え方を私はしております。この防災センターに対しては、こういった箱物をつくるんではなしに、いかに被害者が出ないようにするかという、ソフト事業、この辺を積極的に進めていただきたいということをお願いして、反対といたします。

○西川議長 ほかにありませんか。

4番 山田裕康議員。

○山田裕康議員 私も反対討論させていただきます。

このことはもう先ほど野瀬議員が言われたように、この間の選挙で野瀬新町長は建設を中止しますとはっきりと申されておりました。そういうことを申されていて、町民の方は全然、防災センターは要らないという判断を下されておられますので、町民の意見を無視して、そのことをしてはいけないと思いますので、反対といたします。

○西川議長 ほかにありませんか。

11番 西澤議員。

○西澤議員 11番 西澤です。決議案の中にもあります7, 105万円、甲良町の財政からすれば、大変大きな金額で、この点については建部議員が言われるとおりでと思います。同時に、そのことになってしまったいきさつを考える必要がありますし、そこから直近の町長選挙の大きな争点になったことは事実であります。当時の野瀬候補のチラシ、それから、はがきを見れば、当然であります。防災センター建設中止が書かれています。松本氏は、中止も含め見直す、白紙撤回であります。

そういうところから見れば、そのことに賛同をする、確かに建部議員が言われるように、それだけが勝敗を分けた大事なところではありません。しかし、そのことも含めて町民が1つの審判を下したのは事実であります。そのことを真摯に、私たち議員は受けとめていく必要があると思います。確かに、北川町長が進めた当時、賛成をした議員がおられると思います。7, 105万という大事な予算が投入されて、それが返ってこない、ないしはその7, 105万は町内の建設業者を潤した効果にもなっています。そういうことを考えれば、その責任を北川町長だけに私は求めるつもりはありません。

将来、住民訴訟が起こった場合、その賛同を続けてきた議員にも責任が生じます。つまり、町民合意という大きなレベルから見れば、町民の願いから外れたごっつい建物が建つ。しかも、7億を超える総予算。確かに7割の交付税算入がされるにしても、月々、30年間ですか、シミュレーションが示されましたが、支払いを続けていく必要があります。その支払いを続けていく必要の間に、他の予算が影響を受けてくるのは事実であります。ですから、そういう点では7, 100万という大金であります。今、見切りをつけて、7億円の支出、これから今後、6億を超える支出がされていくわけですが、そのことについて歯どめをかける。その判断が今、大事だと思いますし、野瀬町長のその部分についての決断は、私は賛同することを申し添えておきます。

そして、箱物よりも、建物よりも、施設よりも、防災というさまざまな小さな課題がまだまだ積み残しになっています。自主防災の確立、弱者、障害者、お年寄りの災害時の避難計画、そして、その避難計画を書面だけでなく、実践をして、実際に被害者を最小限に食いとめる、ないしはゼロにする、こういう取り組みの強化が私たちには課せられていますし、行政に求められているところだと思います。そういう点で、各家庭の耐震工事も進捗が大変鈍くなっています。そういうところにも目を添えて、予算措置もしていく必要がありますし、1つの拠点をつくって、そこで指揮所ができる。確かに備

蓄等のことがあります。そこは個別に、またブロックの水道建設課が入るところについても、個別に対応する。こういうことが必要だったというように思います。7, 100万を執行する以前に、そのことがされていれば、7, 100万の範囲ないしは1億、2億の範囲で十分にその個別対応ができたというように私は考えます。防災センター建設をめぐっても、私はそのことを個別に対応する必要があるということを提起させてきた関係からも、この意見書、決議案、早期の着工を求めるというのには賛同しかねる、それはだめだというように思いますので、反対討論とします。

○西川議長 ほかにありませんか。

1番 岡田議員。

○岡田議員 1番 岡田です。防災センターにおける賛成討論を行いたいと思います。

平成28年度の6月に決議されまして、そのとき、私は賛成をさせていただいたんですけれども、きちんと職員の皆様にも、なぜ賛成をしたかというのを述べていなかったもので、そういったことをふまえて、1年前の現状と今現在の状況も併せて賛成討論したいと思います。

防災センターが必要かどうかについては、私が議員になる前からいろいろと議論が交わされていたようですが、いよいよ国が定めていた緊急防災減災事業債の制度の期限が、平成28年度までとなっていました。これについては、熊本大地震が発生したことにより、大半の自治体は延長を要望、熊本などは防災機能のさらなる強化が必要で、国による財政支援が不可欠だとし、同制度のメニューに建てかえも追加するよう求めていたそうです。もちろん、国も検討する段階に来ていると思われませんが、今すぐに実行できる段階ではないので、甲良町においては、その当時、現在の役場庁舎では防災拠点として機能が不十分で、大規模災害時の対応が困難であること、現在、建設水道課の耐震性に問題があることや、西側木造倉庫においては、近々、県道交差点改良工事で移設しなければならないので、早急な対応に迫られているという状況でした。私は今もまだ新人ですけれども、そのとき私は甲良町に防災センターが必要かどうかの判断が非常に難しいため、まずはじめに、過去の経緯や当時の議員の方の発言を調べるために、平成25年度から平成27年度の議会議事録を図書館で借りて読み、そして、百聞は一見にしかずということで、県内各地にある防災センター6カ所に、自分自身の目と防災センターを管理されている方から聞き込み調査を行ったり、防災に関する記事のスクラップやネットからの資料を取り出し、その当時、庁内の何人かの方にもお話を聞いたりもしました。

そうして知識を深めて、現在の状況などもふまえ、次の幾つかの指摘や要

望なども取り入れてもらうことを前提にして賛成討論をした経緯があります。新聞等にやっぱり町民感情として、役場などよりも、学校や病院などの施設を優先して耐震化してほしいという気持ちがあるそうです。もちろん、行政はそうした声に耳を傾けなければいけないが、災害時に町民を守らなければならないという責任もあるということで書かれておりました。いざというときに大切なのは、とりでとなる庁舎があること、多くの自治体は財政事情が非常に厳しい中で、耐震化したにもかかわらず、被災した庁舎もありますが、そのときにきちんと代替庁舎や事業継続計画、私はこのときに一般質問をさせてもらったんですけども、BCPを計画した町では、すぐに罹災証明書の受付や住民票の発行ができたそうです。このことから、まずは事業継続計画の策定を急ぐ必要があると思います。

そして、私も最近知ったんですけども、滋賀県の地震防災ハンドブック、平成26年3月のものですが、滋賀県において大きな被害をもたらす地震ということで、甲良町付近に鈴鹿西縁断層帯があり、甲良町の大半が県内でも最大である震度7となることが想定されています。このことから、今、滋賀県では大きい地震が起きないということではありますが、この26年のハンドブックにおいては、こちらに分布図があるんですけども、このオレンジ色の部分が震度7以上になるということで、滋賀県の中でも特にこのオレンジの部分は少ないんですけども、非常に地震が起きやすい断層が通っていることがわかっています。

そうしたことから、次の新しい補助金を待つ慎重に討論するということが、かえっていざ地震があったとき、町民が不安になる可能性もあります。そういったことにより、私は例えば行政からの説明でもあったんですけども、私自身も西澤議員が言われていた、職員の防災教育や自主防災意識の強化、住民の防災意識の高揚などを上げていき、それらをふまえた上で建てるということで賛成に回った経緯があります。

現在の基本設計による防災センターについてですが、私が県内の各自治体に聞き込みしたこととかでいきますと、人口比率からいっても、やっぱり大き過ぎるかなというのはあります。野瀬町長のほうもそれにかわる代替案をされるということで、防災センターという名前ではなかったんですけども、防災機能は必要やということで、私はそのこと自身には賛成をしております。

それから、現在、これは1年前のそのときの賛成の討論なんですけれども、ここ最近、社会福祉協議会において、防災講座が2週連続でありました。私はどちらも参加させていただいたんですけども、そのときに熊本のほうの地震の被害に遭われました益城町の職員の方が来られたんですけども、そのときにも話の中で、防災センターというのがやはりどうしても必要やとい

うことをおっしゃっておられました。やっぱり、それは現状、そういった大地震に遭われたときに、庁舎自身がやっぱり潰れてしまって、まずこの庁舎自体も多分100%、耐震がというと、老朽化もありますので、非常に不安な面もあります。

それから、もう一つですけれども、防災センターが必要ということは、避難所としてという機能もおっしゃっていたんですけれども、避難所と一緒にしてしまうことによって、指揮系統に乱れが出てくる。やはり、こういった有事においては、非常に町民の皆さんも不安があるということで、どうしてもそういった苦情とかが先に行ってしまうと、指揮が乱れてしまうということもあります。そういった経緯においても、私は小さいながらも防災機能は持つべきだと思って、賛成討論とさせていただきます。

○西川議長 ほかにありませんか。

8番 木村議員。

○木村議員 8番 木村です。この決議文の終わりから5行目から、危険建物で執務の水道建設、公民館云々の文章がありますが、そのことは事実でございまして、これを何とかしていただかなあかんと思っておりますし、先日の一般質問のときに、防災センターについてちょっとお聞きしましたところ、その前段で野瀬町長は中止だと言われていましたので、それをもつての質問ということになりましたが、質問の中の答弁の中で、全然、白紙撤回みたいなニュアンスじゃないんだと、私自身は思いまして、それで、何らかの形で、形を変えてでもやってもらえるんじゃないかと私はあのときには判断しました。建部議員の一般質問のときにいろいろあって、やりませんというような答弁もありました。ちょっと私がとった答弁と町長の答弁の中身と建部議員が聞かれた中身がちょっと違うんかいなと思いながら、あとはいわゆる議事録を再度、見直して判断させていただきたいとそのときには思っていましたけど、今も申しましたように、県の建物あるいは西の倉庫の改良という部分では、いつ何時ということがありますので、早急にやっていただきたいという部分があります。その下に「甲良町防災センターの建設は計画どおり進行すべき」という文言が入っております。ここにはちょっと僕は違和感を持つんですけど、その後の最後の「早期着工を求める」という部分におきまして賛成討論とさせていただきます。

○西川議長 ほかにありませんか。

6番 阪東議員。

○阪東議員 6番 阪東です。賛成討論をさせていただきます。災害が大型化というのはおかしいですけれども、最近やはり地球温暖化でかなり台風も大型化になっていると。アメリカのほうもかなりスーパー台風というような大

きな台風、風速60メートルから80メートルという台風ができております。これにつきましては、10年後ぐらいについては、人工知能というのがかなり進んでおって、避難誘導というものについても即座に地域がやっていかなければならないと思っております。

そういった中で、やはり拠点というのは、消防団も含めて役場の職員さんが活動していくためには、まず安全な拠点が要ると思っております。そういう中で、この防災センターの建設というのは、野瀬町長が規模的に避難場所がどうのこうのということもあったように思うんですけども、これについてはやはり、これからまたある意味で考えていただければいいと思って、そういう中ではやはり、本当に機能ができるという、ソフト事業も含めて機能ができるというセンターはやっぱり是が非でも必要だと思っております。安全、安心というのが、まず人命を守るとというのが町長含めて、役所の責任やと思うんです。先ほど西澤議員が申されました、もったいないと。もったいないかもわかりません。これは、やはり災害は瞬間に襲ってくるもので、備えあれば憂いなしという昔からの言葉もあります。そういった意味で、やはり規模的には、中身というのはもう少ししっかり検討してもらうことが必要やと思うんですけども、早期に着工は、住民の安全からすると、第一の部分です。先ほど木村議員が言われました、庁舎も含めて大事な部分です。早急にやはり進めて、問題解決にあたっていただくようにしてほしいということで賛成討論をさせていただきます。

○西川議長 ほかにありませんか。

2番 田中議員。

○田中議員 2番 田中です。私もまだ現状、消防団員なので、昨晚、消防の班長会がございまして、その中で野瀬町長が中止やという話をさせていただきました。消防団の皆さんは全て残念がっております。先ほど言われましたように、野瀬町長は2,400余りの票を取られて民意やということで、あとの民意もやっぱり考えていただきたいなということで、賛成討論とさせていただきます。

○西川議長 ほかにありませんか。

9番 丸山議員。

○丸山議員 私もこの意見に賛成したいと思います。先ほどから西澤議員がいろんな、前町長が強行突破とかそんな感じに聞こえたんですが、ここに旧総務課長の長寺センター長もおられると思いますが、2、3カ所、研修場所にも行きました。長浜市姉川防災センターでは、コミュニティセンタープラス防災センターという名目で89.8%、約90%の補助金をいただいて、その当時、建ててあります。

やっぱり今、東京オリンピックも開催される中、前総務課長も知っておられると思いますが、前町長が急いでいるというような表現が悪いのか知らんけど、急ぐ理由としては材料、人件費が非常に高騰してきているということですね。そういう意味合いもあり、同じ大きさの建物を建てるにしても、5年間の延長があったとしても、5年後に同じ大きさのものがその金額で建てられるかと言われたときは、まず無理です。そういうこともありまして、急いで契約をしたいと。これは、私たちは建設委員会にいましたので、その内容はよく知っております。ただ、そういう意味合いで急いだということでありまして、何も無理やりどうしても契約せなあかんのや、早いこと建てなあかんのやと、そういうことは私も、消防団員の方も、赤十字の関係の方も、建設委員会には参加されておりました。その中で聞いていただいたらわかると思います。決して無理な強行突破ではないと、私は判断しております。

それと、やっぱり東北地震をはじめ、熊本、最近の鬼怒川の堤防が決壊したと、そういうことがあって、やっぱり町民の皆さんも非常に自然災害には敏感になっているところだと思います。そういう意味もあり、まずは建設水道課のブロック塀の建前、非常に職員の安全が守れない場所、こういうことから考えて、これはぜひ検討していただきたいなど、進めるほうで検討していただきたいなどと思って、賛成討論とさせていただきます。

○西川議長 ほかにありませんか。

7番 宮寄議員。

○宮寄議員 7番 宮寄です。私も賛成討論をさせていただきます。

まず、私も第一に、人命尊重、人命第一の観点から、建設水道課の代替というか、もちろん産業課および、万が一の役場機能を一部、その防災センターで機能できるような施設をつくるという意味でも必要であるのではないかと。何もこの7億支出しろと言っているわけではありません。ただ、計画どおりに進めていただくのが一番ありがたいことなんですけど、野瀬町長も公約した手前、何も防災センターの名前をつけなくてもよろしい。最低限の防災機能を備えた施設を考えられるのか、られないのかわかりませんが、まず人命第一ということを入れておいていただきたい。そして、万が一のとき、この庁舎が使えなくなったときの役場機能の代替地としても考えていただきたい。そういう意味におきまして、賛成討論とさせていただきます。

○西川議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○西川議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、発議第3号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立願

ます。

(賛成者起立)

○西川議長 ご着席願います。

起立多数です。

よって、発議第3号は可決されました。

次に、日程第13 委員会の閉会中における継続審査および調査についてを議題とします。会議規則第75条の規定により、各委員長からお手元に配布している文書のとおり、閉会中における継続審査および調査の申し出がありました。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○西川議長 異議なしと認めます。

よって、そのように決定しました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

最後に、町長の挨拶があります。

町長。

○野瀬町長 平成29年12月定例議会に閉会にあたりまして、ご挨拶を申し上げます。

12月6日に招集しました今定例議会は、本日、全ての日程を終了していただきました。提案いたしました、それぞれの議案につきまして可決をいただき、ありがとうございます。議会中に賜りましたご提言、ご意見に対しましては、いま一度振り返り、これからの行政実務に活かしていきたいと存じます。

いよいよ寒さ厳しくなっております。健康にご留意、ご慈愛いただきまして、ご健勝にお過ごしいただきますようお願いいたします。一足早いですがよいお年をお迎えになりますよう、お祈りいたします。

以上をもちまして、12月定例議会の閉会にあたりましての挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○西川議長 これをもって、平成29年12月甲良町議会定例会を閉会します。

ご苦労さまでございました。

(午前11時05分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

甲良町議会議長 西 川 誠 一

署 名 議 員 木 村 修

署 名 議 員 丸 山 恵 二